

県民に対する要請

令和4年1月12日

1 県民に対する要請

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請

県境をまたぐ移動は、基本的な感染防止対策（「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等）に加え、特に「三つの密」を回避するとともに、**目的地以外に立ち寄らないよう徹底してください。**

その他のお願い

発熱等の症状がある場合は、外出を控えてください。